

広域連携SDGs未来都市2次募集要領 (広域連携SDGsモデル募集)

1. 趣旨

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）¹は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標である。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされ、我が国においては「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」²（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）（令和5年12月19日一部改定）³において、SDGsの実施に率先して取り組んでいく方針が決定されている。

地方創生に向けたSDGsの推進は、「SDGsアクションプラン 2023」⁴（令和5年3月17日SDGs推進本部決定）において重点事項として位置付けられた施策である。

さらに、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改定版）」⁵（令和5年12月26日閣議決定）においては、広域連携によるSDGs事業等についても支援し、モデル事例を形成することが掲げられている。

その推進のあり方については、自治体SDGs推進のための有識者検討会により、「『地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方』コンセプト取りまとめ」⁶（平成29年11月29日）（以下「コンセプト」という。）として整理されている。

今般の募集は、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」、「SDGsアクションプラン 2023」及びコンセプトを踏まえ、SDGsを原動力とした持続可能なまちづくりを促進するため、小規模な地方公共団体等が広域で連携し、SDGsの理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等に取り組み、地域活性化を目指す好事例を「広域連携SDGs未来都市」として選定

¹ 我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（外務省仮訳）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf>

² 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000252818.pdf>

³ 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/jisshi_shishin_r051219.pdf

⁴ SDGsアクションプラン 2023
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_Action_Plan_2023.pdf

⁵ デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/pdf/20231226honbun.pdf

⁶ 「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセプト取りまとめ
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kankyo/kaigi/dai1/sankou1.pdf>

するためのものである。

2. 広域連携SDGs未来都市の選定と提案の具体化等

選定にあたっては、自治体SDGs推進評価・調査検討会による「広域連携SDGs未来都市選定基準（評価項目と評価・採点方法）」を踏まえた総合的な評価を行い、内閣府はその助言を受ける。

内閣府は、提案数及び提案に対する評価等を考慮し、広域連携SDGs未来都市を数事業程度選定する。

事業を選定された団体は、将来のあるべき姿を見据えながら、提案内容を具体化した広域連携SDGs未来都市計画を策定し、有識者の支援を得ながら事業を積極的に実施する。

国は、広域連携SDGs未来都市計画の円滑な実施に向けて、自治体SDGs推進関係省庁タスクフォースも活用しながら、選定団体への各省庁の支援施策活用等の助言や、国内外への成果の発信等を行い、総合的な支援を行う。

加えて、広域連携SDGs未来都市において選定された事業計画について、「地方創生支援事業費補助金（地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取組の推進事業）」（以下「自治体SDGs補助金」という。）による資金的支援を行う。

なお、国会の動向等により、上記補助金に係る内容について、変更が生じる可能性がある。

3. 広域連携SDGs未来都市に求められる内容（提案内容）

提案に当たっては、以下の内容を記載すること。

広域連携SDGsモデル事業

(1) 地域概要
(2) 課題・目標設定
(3) 事業概要
(4) 事業により新たに創出される効果等
(5) 執行体制
(6) 多様なステークホルダーとの連携
(7) 自律的好循環の具体化に向けた事業の実施
(8) 資金スキーム
(9) スケジュール

※各項目の評価基準及び記載内容の詳細については、「広域連携SDGs未

来都市選定基準（評価項目と評価・採点方法）」、「広域連携SDGs未来都市提案書（提案様式1）」、「広域連携SDGs未来都市提案書の記載内容と留意事項」、「広域連携SDGs未来都市提案概要（提案様式2）」、「広域連携SDGs未来都市提案概要の記載内容と留意事項」、「広域連携SDGsモデル事業の初年度の事業費等（提案様式3）」及び「広域連携SDGsモデル事業の初年度の事業費等の記載内容と留意事項」のとおりとする。

※広域連携SDGs未来都市とは

広域連携SDGs未来都市とは、SDGsを原動力とした持続可能なまちづくりを促進するため、小規模な地方公共団体等が広域で連携し、SDGsの理念に沿って地域のデジタル化や脱炭素化等に取り組み、地域活性化を目指す事業を実施する都市である。なお、地方創生におけるSDGs推進の意義を踏まえ、短期的な事業ではなく、中長期を見通した事業を計画することが望まれる。

①目標設定

目標として設定するゴール、ターゲットは、17のゴール、169のターゲットからそれぞれ複数を選択することが望ましい。ただし、17のゴール、169のターゲットすべてを広域連携SDGsモデル事業の対象として掲げる必要はない。

②目標に対する事業の考え方

経済、社会、環境の三側面それぞれの個別効果の波及により、目標全体で適正な効果が得られる事業を記載すること。ただし、経済、社会、環境の三側面のうち、1つもしくは2つの側面に特化した事業を提案することは可能である。

③事業により新たに創出される効果等の考え方

事業を実施することで、将来三側面の相乗効果が期待できる事業となることを目指すこと。

④執行体制の考え方

地方公共団体を横断する事業を構想し、強力的に推進する体制が構築できていること。

⑤多様なステークホルダーとの連携の考え方

課題解決や地域の活性化に向けて、企業・金融機関等の多様なステークホルダーとの連携を通して、自律的好循環が見込める事業であること。

⑥自律的好循環の考え方

将来的に補助金による支援に頼らず、事業として自走すること。

4. 提案者

提案の種別を以下の2通りとする。

A：複数の市区町村（3団体以上が望ましい）

B：都道府県及び複数の市区町村（3団体以上が望ましい）

※ただし、人口50,000人未満の地方公共団体を1団体以上含むこと

※隣接する地方公共団体の連携に限らず、遠隔の地方公共団体との連携による提案も可能とする

※提案の代表となる地方公共団体を設定すること

5. 提案・提出書類の内容

提案に必要な書類（提案書類）は、次のとおりとする。

①広域連携SDGs未来都市提案書（提案様式1）

②広域連携SDGs未来都市提案概要（提案様式2）

③広域連携SDGsモデル事業の初年度の事業費等（提案様式3）

※参考資料については提出不可とする。なお、提案内容と関連性のある情報について、記載箇所への注記として、提案書内へ公表されているホームページURLの記載等をするものを妨げるものではないが、必要最小限とする。

評価は、基本的に提出された提案様式1、提案様式2及び提案様式3に記載された内容に基づき行う。

作成に当たっては、過度に冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載し、提案様式1は10～20頁程度、提案様式2は1頁、提案様式3は2頁以内で記載すること。

6. 留意事項

- ・提案に当たっては、「デジタル田園都市総合戦略（2023改定版）」、「SDGsアクションプラン2023」及びコンセプトを十分に踏まえたものとする。
- ・事業内容及び達成目標（KPI）を明確にすること。また、全体計画を含め、KPIを設定するにあたり、可能であれば、ロジックモデル及びインパクト評価を用いることを検討されたい。
- ・提案内容に係る事務局への相談については、透明性等の確保の観点から提案書類が提出された以降は受け付けない。

- ・提案に当たり、自治体SDGs推進評価・調査検討会委員、内閣府幹部及び担当者へ選定の陳情等を行うことは、控えていただく。広域連携SDGs未来都市の公募期間中及び選定期間中に、陳情等があった場合は、選定対象としないこととする。また、合否通知以前に内閣府幹部及び担当者へ選定の感触を照会する等の行為についても控えていただく。
- ・2024年度SDGs未来都市と広域連携SDGs未来都市を同時に提案する際、提案内容に重複が認められる場合には、SDGs未来都市の提案の取り下げを求めることとする。
- ・広域連携SDGsモデル事業の推進においては、地方創生支援事業費補助金の交付に加えて「自治体SDGs推進関係省庁タスクフォース」により支援していくものであり、対象経費を明確に切り分けた上で、「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」を含めて、他の国庫補助金等も組み合わせて有効活用することが推奨される。
- ・SDGsの推進については、地方公共団体が主体的に計画の策定等に取り組むべきであり、知見等の蓄積の観点から、事業者等に一括委託とする経費については、原則として対象外とする。

7. 提案書類の提出方法、募集期間等

（提出方法）

提案書類（提案様式1、提案様式2、提案様式3）は、次に掲げるとおり電子メールで提出すること。なお、代表となる提案者の都道府県・市区町村コードを記載すること。

○電子メールによる提出

提案様式1、提案様式2及び提案様式3

※メール件名は「【提出】（代表提案都市の6桁の都道府県・市区町村コード）（提出日）（代表提案者名）広域連携SDGs未来都市提案書類」とすること。

（例：【提出】000000_240319_〇〇県〇〇市_広域連携SDGs未来都市提案書類）

※提案様式1、提案様式2及び提案様式3は、「代表提案都市の6桁の都道府県・市区町村コード）（提出日）（代表提案者名）提案様式（様式番号）」の名称とし、様式ごとに元データファイル（ワード又はパワーポイント）及びPDFファイルとして提出すること。

（例：000000_240319_〇〇県〇〇市_提案様式1）

（提出に当たっての留意事項）

事務局から到着した旨の連絡はしないので、到着状況については必ず、事務局まで直接問い合わせること。

(受付期間)

2024年5月31日(金)～2024年6月24日(月)12:00

(受付締切)

2024年6月24日(月)12:00 必着

※締切後の提出は認めない。

※電子メール到着を提出と見なす。

(提案書類の扱い)

提出された提案書類については、選定プロセス終了後、採択された提案のみ原則公開する。

非公表扱いを希望する箇所については、対象箇所がわかるように、「非公表」と記載すること。

採択されなかった提案については、非公表とする。

(提出先)

内閣府地方創生推進室 SDGs・環境・モデルケース担当

電子メール：g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

8. 提案後の流れ

提案後は以下の流れを予定。※変更の可能性あり

1	2024年6月下旬～7月	自治体SDGs推進評価・調査検討会による評価
2	2024年7月下旬頃	選定都市公表
3	2024年7月下旬～8月	広域連携SDGsモデル事業 交付申請
4	2024年9月上旬頃	広域連携SDGsモデル事業 交付決定

9. 問い合わせ先

制度の概要、提案内容に関する問い合わせ、相談については、下記の問い合わせ先まで連絡すること。

内閣府地方創生推進室

電子メール：g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

電話：03-5510-2199

担当：小林、熊谷、塩谷、中島